

○中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊かな自然エネルギーを活かしたゼロカーボンシティの実現を目指し、次条に規定する地球温暖化対策設備等の導入を行う者に対して、予算の範囲内において、ゼロカーボンシティ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、再生可能エネルギー等とそれらを最大限活用するための付帯設備等の導入促進と普及啓発を図り、地球温暖化対策及びSDG sの取組について推進していくことを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象設備等)

第2条 この要綱において、補助の対象となる地球温暖化対策設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、当該年度に導入を完了する次の各号に掲げる補助対象設備等とし、これらの仕様及び補助要件は別表第1に定めるものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 蓄電システム（蓄電池）
- (3) 燃料電池システム
- (4) V2H充放電設備
- (5) 次世代自動車
- (6) 小水力発電システム
- (7) 木質バイオマスストーブ

2 前項の補助対象設備等は未使用品であること。

3 補助金の交付は、第1項各号に掲げる補助対象設備等の種別ごとに一回までとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 第2条第1項第1号から第4号及び第7号の対象者は、市内で自らが所有し、かつ、住所を有し居住する住宅（別荘を除く。）に補助対象設備等を設置する者とする。
- (2) V2H充放電設備の対象者は、前号に掲げる要件のほか、当該補助対象設備等の設置された住宅に太陽光発電システム及び当該補助対象設備等と接続できる次世代自動車を導入している又は同年度内に導入する者であること。
- (3) 次世代自動車の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ア 初年度登録及び実績報告時点で、市内に住宅を所有し、かつ、当該自動車の自動車車検証に使用者及び所有者として記載された者であること。
 - イ 自動車検査証の使用の本拠の位置にある住宅に太陽光発電システム及びV2H充放電設備を設置している又は同年度内に設置する者であること。
- (4) 小水力発電システムの対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 市内に住所を有し、かつ、小水力発電システムを市内に設置する者
 - イ 市内に事業所等を有し、かつ、小水力発電システムを市内に設置する法人
 - ウ 市内に所在し、かつ、小水力発電システムを市内に設置する団体

エ 小水力発電システムを市内に設置する市内自治体

(5) その他市長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している場合は対象者としな

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に掲げる区分に応じた額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(小水力発電システムの補助金の交付予約)

第5条 小水力発電システムの補助金の交付を受けようとする者は、補助対象システムを設置する前に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金予約申込書(様式第1号)

(2) 設計書及び販売店又は設置工事を請負う事業者等が発行した見積書の写し

(3) 現況写真

(4) 小水力発電システムを設置しようとする土地の所有者が確認できる書類

(5) 小水力発電システムを設置しようとする土地が申請者の所有でない場合は、所有者の同意書

(6) 中小水力発電所の建設に伴う準用河川、普通河川及び市道の占用等の許認可に関する要綱(令和4年7月15日決裁)第3条に規定する許可等がされていることを示す書類

(7) 小水力発電システムを設置しようとする場所を示した地図

(8) 事業に関係する地域の利害関係者等から同意を得たことを証明する書類(協定書又は同意書若しくはそれらに類するもの)

(9) その他市長が必要と認めたもの

(予約の承認)

第6条 市長は前条の申込みを受け、当該申込内容を審査し適当と認めたときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金予約申込承認通知書(様式第2号。以下「予約申込承認通知書」という。)により申込者に対し通知するものとする。

2 市長は前項により承認を通知した小水力発電システムについて、承認日以降における工事の開始と複数年度に渡る事業の実施を認めるとともに、工事完了年度まで補助対象事業として取り扱うものとする。ただし、予約申込みが承認された事業でも、工事完了年度における予算が確保されない場合は、補助金の交付は行わない。

3 予約申込承認通知書を受けた申込者(以下「予約承認者」という。)は、工事期間における市への報告、連絡、相談、調整等必要に応じて行うとともに、設置工事が完了する年度内に補助金の交付申請を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備等の設置工事又は購入を行う前に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付申請書(様式第3号)

(2) 補助対象設備等導入計画書(様式第4号)

(3) 補助対象設備等を導入する土地や建物の所在を示した地図

(4) 販売店又は設置工事を請負う事業者等との契約書等の写し

- (5) カタログ等の補助対象設備等の仕様や能力等を示すもの
- (6) 誓約書（様式第5号）
- (7) その他市長が必要と認めたもの

- 2 予約承認者は、工事完了年度の12月28日までに同条第1項に掲げる書類を最新の内容に変更したものを添えて市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の交付申請の受付を先着順に行うものとし、当該補助金の交付決定額の合計額が予算の範囲を超えるときは、交付申請の受付を停止することができる。

（補助金の交付決定）

- 第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに内容の審査等を行い、補助金の交付を決定したときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）へ通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

- 第9条 交付決定者は、交付決定通知後に事業内容を変更、中止又は取下げしようとするときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金（変更・中止・取下）申請書（様式第8号）に変更、中止又は取下げ内容を示した書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、事業内容の変更、中止又は取下げを認めたときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金（変更・中止・取下）承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。
 - 3 補助金の交付申請の内容を変更するにあたり、一定の範囲内での完了日（工期）の変更については変更承認申請を不要とする。

（状況報告書）

- 第10条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（補助金の実績報告）

- 第11条 交付決定者は、補助事業の完了日から起算して30日以内又は事業年度の3月20日のいずれか早い日までに、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象設備等の導入に係る領収書の写し
 - (2) 補助対象設備等の導入の状況等を示す写真
 - (3) 補助対象設備等の導入に伴う配置図
 - (4) 市税完納証明書（転入等で中津川市の完納証明書が取れない場合は住民票）
 - (5) 太陽光発電システムを導入した場合は、次に掲げる書類も添えて提出すること。
 - ア 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示したもの
 - イ 太陽電池モジュールの合計出力が10キロワット以上の場合は、パワーコンディショナの出力を示す書類
 - (6) 蓄電システムを導入した場合は、太陽光発電システム又は燃料電池システムの電気の充放電の

稼働状況を表示しているモニター等の画面の写真等も添えて提出すること。

(7) V2H充放電設備を導入した場合は、次に掲げる書類も添えて提出すること。

- ア 所有する次世代自動車に積載された蓄電池等の容量が確認できる書類
- イ 配線ルート図

(8) 次世代自動車を導入した場合は、次に掲げる書類も添えて提出すること。

- ア 導入車両の自動車検査証及び検査証記録事項の写し
- イ 自動車保管場所証明書の写し（軽自動車においては、保管場所の位置を示す地図等）

(9) 小水力発電システムを導入した場合は、次に掲げる書類も添えて提出すること。

- ア 設置工事等に伴う最終的な設計書及び積算書
- イ 設置工事等に関する完成図面
- ウ 申請者が法人の場合は登記事項証明書

(10) その他市長が必要と認めたもの

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の書類の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金額確定通知書（様式第11号）により交付決定者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条により補助金額の確定通知を受けた者は、市長に中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付請求書（様式第12号）を速やかに提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付取消決定通知書（様式第13号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金返還請求書（様式第14号）により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助金の交付を受けた者はその指示に従わなくてはならない。

(他の補助金との関係)

第16条 当該補助対象設備等の導入に対し、国、県その他の団体等から他の補助金等を重複して交付を受けることは妨げない。ただし、市が交付する同種又は類似の補助金等を重複して交付を受けることはできない。

(補助対象設備等の管理等)

第17条 交付決定者は、導入した補助対象設備等について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。この場合において、交付決定者は、天災地変その他交付決定者の責に帰さない理由により、当該補助対象設備等が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助対象設備等を導入したことに關して周辺住民から苦情があった場合は、自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(処分の制限)

第18条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、補助対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金財産処分等承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助対象設備等の処分を認めたときは、中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金財産処分等承認通知書（様式第16号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定者が補助対象設備等を処分することにより収入があった場合は、補助金として交付した額のうち、その収入の全部又は一部に相当する額を市に返還させることができる。

(協力等)

第19条 市長は、交付決定者に対して、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 補助対象設備等の使用及び設置状況の確認
- (2) 補助対象設備等の使用に伴う各種データ等の提供
- (3) 市が実施する調査・アンケート等への回答
- (4) その他、市が行う地球温暖化対策に関する取組

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱及び中津川市自然エネルギー活用推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成20年12月26日決裁）
- (2) 中津川市自然エネルギー活用推進事業補助金交付要綱（平成25年4月1日決裁）

(経過措置)

3 令和4年4月1日から施行日までの間に補助対象設備等の設置工事又は導入（以下「設置工事等」

という。)に着手した者が当該設置工事等について補助金の交付を受けようとする場合にあっては、第7条第1項中「補助対象設備等の設置工事及び導入を行う前に」とあるのは「速やかに」と、第11条中「補助事業の完了日から起算して30日以内又は事業年度の3月20日のいずれか早い日までに、」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとし、第8条第2項の規定は適用しない。

(施行期日)

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補助対象設備	仕様及び補助要件	補助金の額
太陽光発電システム (家庭用)	ア 住宅の屋根等へ設置し、太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費されるシステムであること。 イ 当該システムの出力が、10キロワット未満のものであること。この場合において、当該システムの出力は、太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナを複数台設置している場合は、系列ごとに太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力を算出し、それらを合計した値とする。	1キロワット当たり1万円とし、公称最大出力(小数点以下第1位未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた値)を乗じて得た額とする。ただし、補助上限を4キロワットとし、増設に係る補助金についても同様とする(既存部分を含む)。
蓄電システム (蓄電池) (家庭用)	ア 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された定置用の蓄電システムであること。 イ 新設若しくは既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系し、これらが発電した電気が蓄電されるものであること。	1キロワットアワー当たり1万円とし、蓄電池容量(小数点以下第1位未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた値)を乗じて得た額とする。ただし、補助上限を10キロワットアワーとする。
燃料電池システム (家庭用)	ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録されたシステムであること。 イ 寒冷地仕様であること。	1基につき10万円
V2H充放電設備 (家庭用)	一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象V2H充放電設備として登録された設備であること。	1基につき10万円
次世代自動車	ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃	1台につき10万円

(個人用)	料電池自動車のうち、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両に登録された車両であること。 イ 各会計年度の4月1日以降に当該次世代自動車を新車登録し、自動車検査証の使用の本拠の位置が「中津川市」であること。	
小水力発電システム	ア 水の落差と流量を利用して発電するシステムで、市内に設置するものであること。 イ 発電出力が、200キロワット未満であること。 ウ 中小水力発電所の建設に伴う準用河川、普通河川及び市道の占用等の許認可に関する要綱第4条の事業実施要件に適合する事業であること。 エ 各種法令及び関係するガイドラインや技術基準等の定めに抵触しない事業であること。 オ 関係する地域において説明会を行うとともに、書面により地域からの同意が得られていること。	設置に要した税抜費用の3分の1以内の額とし、15万円を上限とする。
木質バイオマスストーブ (家庭用)	ア 薪又は木質ペレットを燃料として使用する暖房機であること。 イ 消防法や建築基準法等の関連法規に従った施工により設置されていること。 ウ 施工業者によって設置されていること。	設置に要した税抜費用の3分の1以内の額とし、5万円を上限とする。